

うきは市協働のまちづくり基本条例（案）

（条文に関する意見と委員会における検討内容）

前 文

私たちの愛するうきは市は、南に美しいやまなみの耳納連山、北に雄大な流れの筑後川に抱かれた、水と緑のふる里です。豊かな水の恵みに育まれて、先人たちは自然と共存しながら支えあい、さまざまな歴史を創りあげました。そして人と人、人と自然とのつながりを大切にする心が豊かな暮らしを生み、人々の心が癒される里親のようなまちを残してきました。

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来の子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もがしがわせを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主演となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

（意見１）

- 文章も内容も全体として幼稚な印象です。将来にわたるこの町のまちづくりの方向を指し示す理念、「自治体の憲法」としての大人の品格が欠如しているように思います。
- わかり易さを目指すのは当然として、ひらがなの多用は文章を返って読み難くします。文章は内容まで規定します。「うきは市」が文章の中に埋没しメッセージ性を発揮し得ていないと（感じられる）のも私には残念です。
- 郷土賛歌に終始して住民の決意の表明が希薄になってしまった。修飾語過多、目指すまちづくりのイメージが沸きません。
- 漢字かなまじり文という日本語の特長をしっかり評価し、取り入れるべきです。限りなくひらがな化が進めば、欧州語やアラビア語と同じように単語ごとに一字ずつ空けて表記しないと意味不明になる心配があることを申し添えます。

（代替案）

耳納連山と筑後川に抱かれた私たちのうきは市は、先人たちの労苦を刻んだ歴史と文化を継承し、水と緑のふるさとを愛する人たちの知恵と努力に支えられて今日を迎えています。恵まれた自然と環境を私たちは享受するだけでなく、これを守り、この風土で培われた人々の温かな心を携えながら後世に引き継ぐ責任を担っています。

ここに暮らすことを喜びとを感じる町、ふるさととして誇れる町——個性的で自立し

たまちづくりのために、心豊かな地域づくりという夢を共有する市民が主役となって考え、行動することを誓い、この条例を制定するものです。

- 前文を広報紙で紹介した時期に、最初にいただいた意見。素案の内容は、ワークショップ等の経過を踏まえ、相当な議論を重ねて作り上げてきたものであり、これを全面的に否定する必要はないと考える。その他の意見も含めて、内容の変更を検討したい。

(意見2)

- 私たちの愛するうきは市は、南に美しいやまなみの耳納連山、北に雄大な流れの筑後川に抱かれた、水と緑のふる里です。豊かな水(自然)の恵みに育まれて、先人たちは(互いに支え合い)自然と共存しながら支えあい、さまざまな歴史を創りあげ(てき)ました。そして(こうした)人と人、人と自然とのつながりを大切にすることが豊かな暮らしを生み、人々の心が癒される里親のようなまちを残してきました(豊かなまちを創る原動力となるものです)。

私たちうきは市民は、このような(先人たちが残したたくさんの)かけがえのない宝物(財産)を、未来の子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら(大切にしながら更に自治共働の精神をもって)誰もがしあわせを感じる心豊かな(住み良い)うきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域(住民自治)社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

- 「南に」「北に」を削除して「と」でつなげた方が読みやすい。
- 「豊かな自然」では、後の「自然と共存」と重なる。上水道がなく地下水で全市を賄っていることは、うきは市の特徴でもあり「豊かな水の恵み」とする。
- 歴史とともにそれぞれの文化を作り上げてきた。文化を挿入すべき。
- 「先人たちが残したたくさんの」は、前の文章から考えてくどい感がある。
- 財産は経済的な値打ちで金銭的に考えてしまう。一人ひとりが大切にしているもの、心の宝物という意味からも、「宝物」が適当。
- 「住み良い」は価値観がそれぞれに異なり、「心豊かな」が適当ということで以前も協議した経過がある。

(協働について)

- 木佐先生から「市民は税金を払い、行政はそこから給料をもらいまちづくりを行う。立場が対等でなく市民と行政の協働は成り立たない」という話があったが、協働とは「地域課題に対して市民と行政がそれぞれの特徴と能力を発揮しながら協力すること」という意味で使っており、適当な言葉ではないか。「協働」の言葉を使って、素案がまとまってきた。市長も、これまで市民と行政が協働で条例を

作ると言ってきた経過もある。

- 協働は、現在まちづくりを語るときに一般的に使用されている言葉。一般的な辞書には今現在見当たらないかもしれないが、一時的な流行言葉に終わらせることなく、この条例に息を吹き込み、市民と市の協働によるまちづくりを推進していくことが重要である。

(その他)

- 「里親のような」は、外(市外)から来た者のイメージ。言葉としても適切ではない【里親：他人の子を里子として預かった親】。

(検討した案)

人々の心を育む癒しのまちを残してきた
あたたかい懐のようなまちを残してきた
人々の心が大地に息づく癒しのまちを残してきた
生命の循環が息づくまちを残してきた
人々の心に安らぎと癒しを与えてきた
人々の心を〇〇と癒してきた
温もりと人情のあふれるまちを残してきた

- 「耳納連山に抱かれて」という表現はこれまでもあったが、「筑後川に抱かれる」は適当か【抱く：両手でかかえる。だく。(日本語大辞典)】。「自然に抱かれて」という表現は、特に間違ったものではない。「美しいやまなみの耳納連山に抱かれ、雄大な筑後川が流れる」に変更することも検討したが、ダイナミックなイメージがなくなる。
- 「未来の子どもたちへ」は適当か。未来につづく言葉は、子どもだけに限らない。
- 「残してきた」はマイナスのイメージがあり、これに替わる適当な言葉がないか。

私たちの愛するうきは市は、~~南に美しいやまなみの耳納連山と北に雄大な流れの筑後川に抱かれた~~、水と緑のふる里です。豊かな水の恵みに育まれて、先人たちは互いに支え合い自然と共存しながら~~支えあい~~、さまざまな歴史と文化を創りあげてきました。~~そしてこうした人~~と人、人と自然とのつながりを大切にする心が豊かな暮らしを生み、~~人々の心が癒される里親のような~~温もりと人情のあふれるまちを残してきました築いてきたのです。

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来のを担う子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もがしあわせ幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、市民の権利や協働の役割と責務を明らかにすることにより、協働のまちづくりを実現していくことを目的とする。

- 下線を「明らかにし住民自治の実現をめざしていく」に変更
 - **市民と市の協働によるまちづくりの実現がこの条例の目的である。**
- 定義(3) 協働を削除して「この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、~~市民の権利や協働の役割と責務を明らかにすることにより~~(地域課題に対して市民と行政がそれぞれの特徴と能力を発揮しながら協力する「協働のまちづくり」)~~協働のまちづくり~~を実現していくことを目的とする。」
 - **目的に用語(協働)の説明が入るのは適当でない。**
- 「協働の役割と責務を明らかにして協働のまちづくりを実現する」と、協働が2箇所にてできておかしいのでは。
 - **「協働のまちづくり」の協働ははずせない。**
- 「実現する」は、他の言葉に置き換えできないか。
 - **【実践：行動によって実行すること】も検討したが、協働のまちづくりは手法ではなく一つの形と考えられるので、実現が適当。その他の言葉は思い当たらない。**
 - **「市民の権利や」は唐突過ぎるのではないか。「まちづくりにおける」を挿入すべきでないか。**

この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、**まちづくりにおける市民の権利や協働**~~市民と市~~**それぞれの**役割と責務を明らかにすることにより、協働のまちづくりを実現していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例においての用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (3) 協働 市民と市、または市民同士が、それぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、

対等な立場で協力し合うことをいう。

- 市民同士が協力してまちづくりを行うことは必要なことではあるが、言葉としては「共同」に当たるものと考えられ、協働の定義からは削除すべき。
- 「対等な立場」は誤った認識。「それぞれの特徴と能力を発揮しながら協力すること」との意見もあったが、能力は誤解を与えることも考えられるので、「互いに協力し合う」とする。

(４) コミュニティ 地域性や生活形態等を基盤として形成された多様なつながりであり、市民が主体性をもって活動する集団及び組織をいう。

(５) 参加 まちづくりに市民が主体的に関わることをいう。

- 「(６) 自治 : 「まちづくりの主体は市民である」という理念の下、個々の市民が自分の手でまちづくりを推進していくことをいう。」を追加
- 条文中の「協働のまちづくり」を「住民自治の実現」に改めることにあわせて、追加された定義である。市民が自分の手でまちづくりを推進していくことだけが自治ではなく、行政の仕事も自治であり見解も適当でない。

地方自治 : 地方(ある国の中に存在する地域)の運営について、国からの関与によらず、地方の住民の意志に基づき行うこと

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (１) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (２) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (３) 協働 市民と市~~または市民同士が~~それぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、~~対等な立場で~~互いに協力し合うことをいう。
- (４) コミュニティ 地域性や生活形態等を基盤として形成された多様なつながりであり、市民が主体性をもって活動する集団及び組織をいう。
- (５) 参加 まちづくりに市民が主体的に関わることをいう。

第2章 基本原則

(市民の権利) (参加の権利)

第3条 すべての市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- 「積極的に参加しなければならない」とすべき
 - 市民に権利があることを条文化しているので、原文のとおり。
- 女性の立場から、条例の中に女性の参画も入れてほしい
 - 例外なくという趣旨で、「すべての市民」としている。
- 「わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。」
- (まちづくりの主体は市民であり、) すべての市民は=まちづくりに参加する権利を有する。
 - 参加を「まちづくりに市民が主体的に関わること」と定義しており、あらためてこの条文に市民が主体であることを挿入する必要はないと考えられる。

(役割と責務)

第4条 市民と市は、まちづくりにおいて、それぞれの役割と責務を自覚し、積極的に活動していくことを基本としなければならない。

(情報の共有化)

第5条 市は、まちづくりに関するさまざまな情報をわかりやすく公開し、市民との情報の共有を基本としなければならない。

- 16条(情報の公開)で情報を公開することを定めており、内容が重複する。基本原則では情報を共有する必要性だけを条文化すべき。

~~市民と市は、まちづくりに関するさまざまな情報をわかりやすく公開し~~おいて、市民との情報の共有~~情報を共有~~情報を共有することを基本としなければならない。

(交流と連携)

第6条 市民と市は、まちづくりにおいて、世代や地域を超えた交流と連携を推進していくことを基本としなければならない。

第3章 市民の権利

- 第3章「市民の権利」の条文の主語が、「市は」「市民と市は」と市の責務に置き換えられている。「コミュニティの育成と支援」のような条文の形が好ましいのではないか。
- 章の名称を「参加する権利等」「市民主体のまちづくり」「市民の参加」等、他の言葉に置き換えるべきでは。
 - 基本原則第3条で謳った「市民がまちづくりに参加する権利」を守るために必要な事項を、第3章「市民の権利」の中で条文化した。主語が、「市」「市民と市」となるものも含まれるが、市民の権利として位置づけたい。
- (参加の権利)を追加する。「市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障する。」
 - 意図するところは、第9条「委員の公募」、第16条「情報の公開」、第18条「市民からの提言」等、他の条文で概ね規定している。市の仕事すべてに市民の参加を保障する旨の条文では、条例の悪用が懸念される。

(人権の尊重)

第7条 すべての市民は、互いの人権を尊重し、それぞれの立場でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

- (人権の尊重)は適当か
 - 障害者や少数派の人など意見を言えない人たちも、まちづくりに参加できることを保障した内容。「まちづくりへの参加」に改める。
- 「わたしたち市民は、互いの人権を尊重し、それぞれの立場でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。」
 - わたしたち(市民)だけの条例ではなく、表現として好ましくない。
- 「配慮しなければならない」は、間接的でわかりにくい。「市民と市は、すべての市民がそれぞれの立場でまちづくりに参加できるよう、互いの人権を尊重しなければならない。」
 - 市民と市が主語になった場合、互いには適当でない。立場の弱い人たちもまちづくりに参加できるよう、市民みんなが心くばりを忘れてはならないという趣旨であり、原文のままとしたい。

(まちづくりへの参加) すべての市民は、互いの人権を尊重し、それぞれの立場でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

(学習の権利)

第8条 市は、すべての市民がまちづくりに関して自ら思考し行動するために、学習する機会をつくるよう努めなければならない。

- 市民の積極的な意思を、市が支援するという意味で表現すべき
- 「努めなければならない」をやわらかく表現すべき
- 積極的に支援しなければならないとすべき
 - 市民が権利を有するという表現が適切である。権利を有すると定めることで、必然的に市はそのような機会をつくる努力が求められるものと理解される。

~~市は、すべての市民が~~は、まちづくりに関して自ら思考し行動するために、学習する機会
~~権利をつくるよう努めなければならない~~有する。

(委員の公募)

第9条 市は、まちづくりに関する審議会や委員会等に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

- 公募の選定基準を事前に明確に公開するべき
 - 運用に関する意見。この条例に定める事項ではない。
- 「加えなければならない」でよい
 - 様々な目的の審議会等が考えられ、義務規定では支障が生じることが考えられる。努力規定とすべき。

(青少年の参加)

第10条 市民と市は、青少年がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

- ぜひ残してほしい
- 「青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。」
 - 青少年も含め、すべての市民がまちづくりに参加できることを3条で示している。また、青少年が権利を有すると定めても、青少年はどう活動してよいかわからない。大人が青少年の参加に配慮する責任を負っていることを定めたい。

(まちづくり活動の推進)

第11条 市は、市民による自主自立的なまちづくり活動に対する支援に努めるとともに、その活動を尊重し、不当な関与をしてはならない。

- 「不当な関与」がわかりにくい。具体的な表現が必要ではないか。逆にとられる可能性もある
 - 自主的な活動を抑制するような威圧的な関与があってはならないとの意味で「不当な関与」と表現したが、確かにわかりにくい。具体的な表現を加えるよりも削除する方が適切と考える。

市は、市民による自主自立的なまちづくり活動に対する支援に努めるとともに、その活動を尊重し、 不当な関与をしては なければならぬ。

第4章 役割と責務

(市民の役割と責務)

第12条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的に協働のまちづくりに参加するよう努めなければならない。

- 「協働の」を削除
 - 「協働」は、市民と市が対等な立場で協力し合うと定義している。市民同士で行うまちづくりも考えられ、広い意味で捉えることが必要なので「協働」は削除した方が好ましい。

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的に協働のまちづくりに参加するよう努めなければならない。

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、議決機関としての責任を自覚し、市民の意思が適切に市政に反映されるよう活動しなければならない。

2 議員は、市民の代表者として常に品格と名誉を重んじ、自己研鑽に努めるとともに、自らの活動を積極的に市民に公開しなければならない。

- 2項とも責務になっていないか
 - 1項は議会に関する事項であり、この責務を市議会が果たすために議員として必要なことを2項で定めたもの。
- 「議決機関」を「議会」に変えれば、広範囲な意味になる
 - 議会は自治体の意思決定機関であり、その責任を十分認識することが必要である。しかし、「議会の役割は議決機関だけではない」との意見がワークショップの中で議員から指摘されている。市政運営の監視やチェック機能も議会の重要な役割であることから、「その役割を自覚し」に改める。
- 「公開しなければならない」は、「努めなければならない」とすべき
 - 努力規定が適当
- 下線を「倫理観をもち」に変更
- 下線を「倫理観を重んじ」に変更
 - 名誉を重んじすぎると間違いを改めるのが難しくなる。倫理を重んじれば、過ちも認め軌道修正につながる。倫理が適当。
倫理：人として守るべき道。道徳。モラル。
名誉：すぐれていると認められて得た尊厳。対面。面目。

- 倫理観をもつことは当然のことで、重視することが必要であり「重んじ」が
適当。
- 倫理観の「観」の意味は、考え方。倫理だけが適当。
- 「市民の代表者としての品格と倫理」とした方が理解しやすい。

議会は、~~議決機関としての責任~~その役割を自覚し、市民の意思が適切に市政に反映される
よう活動しなければならない。

2 議員は、常に市民の代表者として常にの品格と名誉倫理を重んじ、自己研鑽に努め
るとともに、自らの活動を積極的に市民に公開し、~~するよう努め~~なければならない。

(市長の役割と責務)

第14条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、公正かつ
誠実に職務を執行しなければならない。

2 市長は、執行機関の長として、この条例の理念を実現し、協働のまちづくりを推進す
るよう必要な措置を講じなければならない。

- 下線を「理解し、住民自治の実現のために」に変更
- 下線を「理解し、協働のまちづくりを推進するために」に変更
 - 理念(根底にある根本的な考え方) = 協働のまちづくりの実現であり、表現
が不適切ではないか。市長就任時に公の場で宣誓することも必要という意見
があったように、市長が替わってもという意味で「理解」が適当でないか。
 - 条例の制定者は市長で、市長が理解するは当然のこと。尊重に改める。
【重んずる：たいせつにする。重く見る。】
【尊重：そのもの・ことの価値や意義を認めてたいせつにし、重んじること】

市長は、執行機関の長として、この条例の理念を実現尊重し、協働のまちづくりを推進す
るよう必要な措置を講じなければならない。

(市職員の役割と責務)

第15条 市職員は、公務員として、品位の保持、信頼の高揚、知識技能の向上等の自己
啓発に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 1 項はニセコの条例を参考に「市職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実
かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常
に図られるように努めなければならない。」とすべき

- まちづくりの専門スタッフは、ニセコが用いた言葉。公務員が適切と考える。
- 「市民相互の連携が常に図られるように」は、2項に加えるのが適當。
- 「品位の保持」は、もっと適切な文言はないか
- 「品位の保持... 向上等の」が不要
- 削除して「自己啓発に努め」でよい。

市職員は、公務員として、~~品位の保持、信頼の高揚、知識技能の向上等の~~自己啓発に努め、~~公正誠実かつ誠実効率的に~~職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、自らも一市民として、協働のまちづくりに積極的に参加しなければならない。

- 2項は強制的なイメージがあり削除すべき
 - 市職員も一市民として、地域やまちづくりに関わっていく姿勢は必要であり、今後ますます重要になってくるので残す。
- 「協働の」を削除
 - 「自らも一市民として」に続く場合、「協働の」は削除した方が好ましい。

市職員は、まちづくりにおける市民との連携に努めるとともに、自らも一市民として、~~協働の~~まちづくりに積極的に参加しなければならない。

第5章 情報の共有化

(情報の公開)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、まちづくりに関する必要な情報を、積極的に市民に公開しなければならない。

- 「個人情報の保護に配慮の上」を挿入すべき
 - 個人情報の保護に関する法律に基づき、うきは市においても「うきは市個人情報保護条例」を定めている。法で定められている事項を、条文に挿入する必要はない。解説の中で説明すればよい。
- 「可能な限り」を挿入すべき
 - 公開されていない情報が多いということが背景にあり、「可能な限り」は後退した、あるいは消極的なイメージを与える。
- 情報の共有化として、市の積極的な情報公開や意思決定過程の明確化等が謳われているが、権利だけを主張するような誤った認識をもった情報公開請求が懸念される。
 - 「必要な情報」とは、すべての情報を公開しなければならないとしているのではない。
 - 「積極的に」とは、情報公開に対してだけではなく、公開請求以前に可能なものは広報紙等を通して、市民に公開していくことを意味している。
- これまでも、行政にとっては土地の権利を押さえられ、事業の推進に支障を及ぼす事例が度々行われてきた。情報の公開には、慎重にならざるを得ない部分もある。
 - 情報の公開がなされず、特定の者しか知らなかったために起こりうることであり、情報の公開により市民の目が厳しくなれば、かえってそのような行為もできなくなるのではないか。市民に情報を公開することで、市民が市と同じ高さ（位置）でまちづくりを行える環境をつくっていく必要がある。
- 「市民の知る権利を保障し」は、情報のすべてを提供しなければならないと拡大解釈する懸念がある。削除してよいのではないか
 - 情報公開条例にも書かれていることで、これを基礎として情報の公開を進めていく必要がある。また、削除は市民側から見れば、後退した考え方であり、十分な理由付けが必要。
 - 「市政に関する」と「まちづくりに関する」は同じ意味の言葉が重複しているので改める。

市は、~~市政~~**まちづくり**に関する市民の知る権利を保障し、~~まちづくりに関する~~必要な情報を**積極的に**市民に公開しなければならない。

(意思決定の明確化)

第17条 市は、市民に対し、まちづくりに関する施策の内容や意思決定の過程を明確にするよう努めなければならない。

- 「意思決定」を「政策決定」にすべき
 - 「政策」の方がわかりやすく適当である。
- 「市民」を「市民の皆様」に変更した方がよい
 - 市民と市が協働のまちづくりをおこなうための基本条例であり、「皆様」は必要ない。
- 「市民に対し市は」の方が優しい
 - 「市民に対し」を削除する
 - 「対し」を削除する
 - 市が市民を上から見た印象を与えるので、「市民に対し」を改める。

市は、~~市民に対し~~まちづくりに関する施策の内容や~~意思~~**政策**決定の過程を**明確**、**市民に明らか**にするよう努めなければならない。

(市民からの提言)

第18条 市は、市民の意見や提言等がまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 市民からの提言は、市が市民のところへ足を運ぶこと
市のほうから積極的に意見を聞きにくるようなことが必要
出前講座等の実施が重要
 - 市民の意見や提言を聴くための必要な措置であり、重要な事項である。解説の中に含める。

第6章 交流と連携

(コミュニティの育成と支援)

第19条 市民は、まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの役割を認識し、それを守り育てよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して必要に応じて支援することができる。

- 子どもという文字を入れてほしい
 - 子どもに関することは、第10条(青少年の参加)で定めている。ここでは必要ない。
- 下線を「対して必要に応じて支援しなければならない」へ変更
 - まちづくりの担い手であるコミュニティは自主・自立の考え方が基本で、市の支援を前提とするものではない。「することができる」が適当。

市民は、~~コミュニティがまちづくりの重要な担い手となるコミュニティの役割~~であること
を認識し、それを守り育てよう努めなければならない。

(交流と連携の促進)

第20条 市民は、まちづくりにおいて、他の市町村との地域間交流に努めるとともに、
そこで得た経験や知識をまちづくり活動に生かさなければならない。

- 下線を「地域間交流及び国際交流」へ変更
 - 現実に国際交流に頑張っている人もおり、変更することが適当。
 - 「努めるとともに」は「努め」に改めても意味も通り、かえって読みやすい。
- 地域間交流のみならず世代間交流も生かしていければよいのでは
 - 解説の中に含める。

市民は、まちづくりにおいて、他の市町村との地域間交流や国際交流に努めるとともに、
そこで得た経験や知識をまちづくり活動に生かさ~~反映させ~~なければならない。

2 市は、市民の交流と連携を促進するため、必要な支援をおこなうことができる。

- 下線を「おこなわなければならない」へ変更
 - 市の支援を前提とするものではない。「おこなうことができる」が適当。第19条2項と表現を統一する。

市は、市民の交流と連携を促進するため、~~必要な支援をおこなう~~に~~応じて支援する~~ことができる。

(広域行政の推進)

第21条 市は、長期的かつ総合的な視点から、まちづくりに関する共通課題について、他の自治体や国と相互に連携を推進するよう努めなければならない。

第7章 総合計画

(総合計画の策定)

第22条 市は、この条例の理念や規定に従って、総合計画を策定し、その内容についてわかりやすく市民に説明しなければならない。

- 下線を「内容や財政面」へ変更
 - 内容には財政面も含まれ、あえて「内容や財政面」とする必要はない。

市は、この条例の理念や規定に従って、~~総合計画~~を策定し、その内容について~~を~~わかりやすく市民に説明しなければならない。

(総合計画の実施)

第23条 市は、総合計画の実施にあたっては、広く市民の参加を求め、計画の進捗状況を適切に管理するよう努めなければならない。

- 実施にあたっては、~~は~~広く市民の参加を求め、
 - 「あたって」、「おいて」のどちらが適当か検討したが、「おいて」には「中に入って」という感じがあり、「実施をするときには」という意味からすると、「あたって」が適当と思われる。
【あたる：当面する】
【おいて：...で。...にて。】

市は、総合計画の実施にあたっては、~~は~~広く市民の参加を求め、計画の進捗状況を適切に管理するよう努めなければならない。

(総合計画の評価)

第24条 市は、総合計画の評価にあたっては、広く市民の参加を求め、客観的な評価に努めなければならない。

- 評価にあたっては、~~は~~広く市民の参加を求め、

市は、総合計画の評価にあたっては、~~は~~広く市民の参加を求め、客観的な評価に努めなければならない。

第8章 最高規範性

(この条例の位置づけ)

第25条 この条例は、住民自治に関する基本条例であり、他の条例や規則等を制定及び改廃する場合には、この条例の理念や規定を最大限に尊重しなければならない。

(~~この条例の位置づけ~~付け)

(条例等の体系化)

第26条 市は、この条例の理念や規定に従って、他の条例や規則等を体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第27条 市は、この条例の制定後、5年を超えない範囲内において、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 「5年を超えない期間ごとに」とすべき

■ 原案では5年を超えない範囲で1回だけととられ、修正すべき。

市は、この条例の制定後、5年を超えない範囲内において、~~期間ごとに~~期間ごとに条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 この条例を見直す場合には、市民から公募された委員による事前の検討を行い、その内容は市民の意見が反映されたものでなければならない。

(全体的な意見)

- 条文だけでは理解が困難。解説の部分も入れてわかりやすい条文にできないか
 - 条文が長くなりすぎて、わかりにくい。解説は解説として別に定め、条例制定時には、解説も一緒に市民に周知を図る等の工夫が必要。
- 条例に、大切な食育を入れる
食育の安全に関することを具体的に入れてほしい
 - 平成17年に食育基本法が成立し、うきは市においても平成18年9月に「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」を定めている。また、総合計画でも主要テーマに位置づけ、食育を重点事項として推進している。しかし、まちづくり基本条例はうきは市の自治に関する基本的事項だけを定めたものであり、できるだけシンプルでわかりやすい条例とするためにも、それ以外の事項については含めないこととしたい。
- まちづくりの基本は安全安心が基本。自分たちのまちは自分たちで守る趣旨の条文を入れたらどうか
 - 平成18年9月に「うきは市安全・安心まちづくり条例」を定めて、犯罪、事故及び災害が起こりにくいまちづくりを推進している。これも、食育と同様、含めないこととしたい。
- 「努めなければならない」は「しなければならない」とすべき
 - それぞれの事項ごとに検討した上で使い分けをしている。すべてを義務規定にすることは好ましくない。
- 議会制民主主義を否定するような方向に捉えられる懸念がある。
 - 市民がよりまちづくりに参加できるよう、また市民の自治に対する意識を高めるための条例であり、議会制民主主義を否定するものではない。
- 市はしなければならないといった条文が多く、まちづくりは市が行うものという形になっていないか。市民同士が自らまちづくりを行う内容になっていないのではないか。
 - 全体的な見直しも行い、「まちづくりは市が行うもの」という一方的な形になっていないと考えている。ただし、市民が主体となってまちづくりを行うためには、市の環境づくりも必要であり、「市がしなければならない」あるいは「努めなければならない」といった表現は多く含まれている。

- 「財政」「市民投票制度」についても条文を設けるべきではないか
 - 第16条(情報の公開)にあるまちづくりに必要な情報とは、当然「財政」に関するものも含まれており、現時点で別に財政に関することを条文として定めることは必要ないと考えている。
 - 住民投票とは、ある地域に住む人々のうち、一定の資格を持つすべての人の投票により意思決定を行う手法で、憲法や地方自治法で定めがある。
住民投票については、直接請求に膨大な住民エネルギーを消耗するため、まちづくり基本条例の中に制度として確立して、市民の権利として位置づけている例も多く見られる。
しかし、住民投票は住民の意思確認のための最終手段であり、情報の共有と市民の参加によるまちづくりを進め、住民投票に至ることなく課題解決ができることが望ましい。
また、住民投票には賛否両論の考え方があり、住民間に感情的な溝ができるなどの懸念材料もあることから、これを基本条例の中に位置づけるには、まだ十分な協議が必要と思われる。よって、今後の検討課題として位置づけている。